

第5回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和3年1月25日（月） 自 午後 2時00分
至 午前 4時09分

第2 場 所 法務省20階「第1会議室」

第3 議 題 1. 開会
2. 自由討論
3. 閉会

第4 議 事 （次のとおり）

○渡邊参事官 それでは、定刻となりましたので、第5回ODR推進検討会を開会させていただきます。

今回は、緊急事態宣言を受けまして、ウェブ会議による参加への変更を急遽お願いしたところでございますが、多くの方に御協力を頂きました。この場を借りて、御礼申し上げます。

この会議での発言方法については、これまでと同様に、挙手機能等を活用していただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 それでは、ちょっと出井委員の方で音声の方に問題があるというお話なんですけれども、時間も限られておりますので始めさせていただきたいと思います。

本日の議事に関してですけれども、事務局から資料を御提供いただいておりますので、まず、事務局の方から資料の説明をお願いしたいと思います。

○渡邊参事官 本日の資料は、資料1から資料5までとなります。

まず、資料1は、事務局で作成した執行力に関する議論のたたき台でございます。詳細については、後ほど御説明させていただきます。

資料2は、この検討会の第3回、第4回で実施しましたヒアリング結果の概要を取りまとめたものでございます。現在ヒアリングを実施した団体等に内容の確認をお願いしているところでございますので、本日は暫定版という形で配付をさせていただきましたが、ホームページには、確定版を掲載させていただきたいと思います。

資料3は、前回の佐成委員の御質問を踏まえて作成した資料でございます。本検討会で実施したアンケートの結果について、認証ADR機関であるか、非認証のADR機関であるかによって、回答内容に相違があるのかどうかとの御質問を頂きましたので、問9から問11までの回答内容を分析して、その結果をまとめたものになります。いずれの質問も、一番上の表が全体の回答割合、真ん中の表が認証ADR機関の回答割合、一番下の表が非認証のADR機関の回答割合を示しております。なお、問10、問11について、回答の割合の合計が100%を超えておりますが、これは、複数回答も可能ということでアンケートを実施したことによるものです。

資料4は、平成26年3月に取りまとめがされたADR法に関する検討会報告書のうち、ADRによる和解合意に執行力を付与すべきかどうかの論点に言及された部分を抜粋したものでございます。本日の議論の参考になるかと思ひまして、再度資料として配付させていただきました。平成26年当時の取りまとめでは、ADRによる和解合意に執行力を付与することについて、メリット、デメリットの双方があることが指摘されておりますけれども、結論としましては、今後も検討を続けるべき将来の課題とするのが相当であるとされたところでございます。

資料5は、法務省民事局提出の資料でございます。後ほど御説明を頂く予定としております。

事務局からの説明は以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今、資料について御説明ありましたけれども、出井委員の方はどうでしょうか。音声は聞

こえるようになっていきますでしょうか。

そうしましたら、今回は、法務省民事局からも資料を提出いただいておりますので、法務省民事局から御説明をお願いいたします。

○法務省民事局 民事局参事官の福田でございます。よろしくお願いいたします。

今回の資料5としまして、仲裁法制部会の部会資料4－2を配付させていただきました。

「仲裁法等の改正に関する論点の補的な検討（2）」と題するものになります。これは、前回の会議、1月15日に会議が行われましたが、そちらの資料になります。

この検討会との関係で申し上げますと、1ページの「1 対象となる和解合意の範囲に関する規律」という部分が一番関係がある部分かと思えます。従前、シンガポール条約についての御紹介を少しさせていただいたことがあったかと思えますけれども、シンガポール条約の対象となっている和解合意というのは、国際性を有するもの、さらに、商事性を有するものということで、具体的には、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争、これらのものが除かれると、このような制度になっております。

仲裁法制部会では、仮にこのシンガポール条約を締結となった場合を見据えて、シンガポール条約と整合的な規律を設けるといところから議論をスタートさせておまして、適用対象となる和解合意の範囲について、国際性を有するものに限るという甲案、それから、国内のものも広く取り込んでいこうという乙案と、このような対立状況がございます。乙案、つまり、国内にまで広げていくという考えを採った場合に、すべからく国内の調停で成立した和解合意全部を適用対象にするというのが乙1案、我が国には認証ADRという制度がございますので、このADR法の認証を受けた機関における調停合意のみを対象とする乙2案として提案させていただいております。

前回の部会で、この甲案、乙1案、乙2案を提案して、それぞれ御議論を頂いたところでございますが、委員、幹事の方々から、多数幅広い御意見を頂きまして、現時点では、意見の集約は全く見ない状況ですので、この三つの案を前提に、今後も議論が進んでいくものと理解しております。

部会の中では、対象となる和解合意の範囲を検討するに当たり、全てを理論的に説明し切るということなかなか難しい部分があるのではないかとという観点から、やはり一定の政策判断というものが必要になるのではないかと、このような指摘もされているところでございます。そうしたときに、政策的にどこで線を引くのかということを考えなければいけないわけですが、そういった際には、やはりニーズ論と弊害論といところから、必要性、許容性といところを考えていかざるを得ないのかなと考えておまして、やはりそういった観点からの御意見が多かったものと承知しております。

また、この国際性の問題のみならず、商事性の論点として、先ほども少し申し上げた一定の紛争類型、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争、こういったものを取り込むのかどうかといところについても、意見の対立がございます。この部会資料では、一旦は全部除外するということで提案をしておりますけれども、ここもまだ、引き続き議論がされることになっております。例えば、消費者紛争について、消費者側が債権者となった場合にのみ執行力を付与してはどうかとの意見も出ていところでございます。

それから、もう一点指摘させていただくことがあるとすれば、6ページの2の「和解合意に基づく民事執行の合意に関する規律」という論点がございます。ここは、シンガポール条

約との関係で複雑な議論があるところではあるのですが、当初想定されていたものは、和解合意をする際に、併せて、この和解合意に基づいて将来強制執行をすることができるということを合意した場合に限って、執行力を付与してはどうかという提案をさせていただいたのですが、シンガポール条約との関係で、多少限定をし過ぎる嫌いがあるのではないかと御意見を頂きましたので、部会では、もう少し広めにこの民事執行の合意に関する規律というものを、改めて提案しております。書面によらなければいけないとか、どのタイミングでこの民事執行をすることの合意が必要かというようなところにつき、少し広めに適用対象と心得との提案であると御理解を頂ければと思います。

いろいろ御質問等がございますでしょうから、それについては適宜対応させていただくことにしまして、取り急ぎ、私からの説明は以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○垣内座長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、まず、資料について御質問がある方はおられますでしょうか。

今、御説明ありました資料について、特段御質問等はございませんでしょうか。

よろしいですか、出ていないですね。

それでは、御質問がないようですので、続きまして議論に入らせていただきたいと思います。

それに先立ちまして、まず資料1の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 資料1を御覧ください。

先ほど法務省民事局から御説明がございましたが、法制審議会におきましては、調停による和解合意について、国際事案だけでなく、国内事案についても執行力を付与すべきかどうか、付与することとした場合の規律の在り方について、調査審議が進められているところと認識しております。

本検討会では、その前提として、民間ADRによる和解合意に執行力を付与することについて、これまでに実施したアンケートやヒアリングの結果などを踏まえつつ、ニーズの有無、程度、付与された場合の弊害、隘路の有無、内容、これを防止ないし解決するための方策などを中心に、議論を進めていただきたいと考えております。

資料1は、そのような観点から、これまでに実施しましたアンケートやヒアリングの結果などを踏まえつつ、ニーズ、弊害や隘路等を適宜整理させていただいたものでございまして、本日の議論に当たり、適宜参照していただきたいと考えております。

なお、前回、委員の皆様から御意見を伺いましたが、その際には、民間ADRによる和解合意に執行力を付与することについては、73.9%の機関が無条件に、又は一定の条件の下に付与することに賛成との意見であり、この結果については重く受け止めるべきであるという御意見がございました。他方において、弊害、隘路に関する意見につきましても、十分配慮すべきである旨の御意見を述べられた委員も相当数いらっしゃったかと承知しております。事務局としましては、二つ目の丸にございますけれども、こういった弊害や隘路について、どのように考えるべきかについて、更に議論を深め、具体化を図っていただきたいと考えているところでございます。

三つ目の丸は、二つ目の丸の弊害を防止し、隘路を乗り越えるため、どのような方策が考

えられるかというものでございます。先ほど御紹介いただきました法制審議会での規律の在り方に関する議論、当事者双方の合意ですとか、あるいは裁判所による執行決定を経るべきといった議論も念頭に置きつつ、議論を進めて頂ければと思います。

最後の四つ目の丸は、この検討会では、これまで議論の対象として明示的に取り上げられることがなかった点でございますけれども、執行力付与の対象となる紛争の範囲に関するものでございます。先ほど御紹介のありました資料5では、消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争、個別労働関係紛争、人事に関する紛争その他家庭に関する紛争といった紛争類型については、付与の適用除外とすることが提案されているところでございます。本検討会においても、ニーズ、弊害、隘路、その防止策、解決策を踏まえつつ、付与すべきでない紛争類型があるのか、あるとして、それはどのような紛争類型なのか、こういった点についても、幅広い御意見を頂戴できればと考えております。

事務局からは以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、皆様、資料1のたたき台に基づきまして、御自由に御発言を頂ければと思います。

なお、資料1の記載の順番等に必ずしも捉われることなく、四つの丸のいずれからでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

御意見のある委員、あるいはオブザーバーの方はいらっしゃいますでしょうか。

佐成委員ですね、お願いします。

○佐成委員 佐成でございます。

1点、先ほどの資料3の認証ADRと非認証ADRの、分けて集計していただいた資料についてです。改めてこの資料1を拝見しまして、このニーズの一番最初の丸ポチのところで、73.9%というのは、賛成と回答した人が73.9%であったということですが、これ、内訳を見ますと、やはり認証ADR機関の方が8割近く賛成であり、他方、非認証ADR機関の方は6割ちょっととなっています。つまり、認証ADR機関は割とニーズが高いという印象を受けております。この点、先ほどの仲裁法の資料の4-2で、乙2という案が提示されており、これはこれで一つの考え方ですが、認証ADR機関における相対的なニーズの高さは、乙2の方を支持する理由になり得るのではないかと思ったところです。

ただ、逆に、非認証ADR機関にとっては、むしろ執行力が悪影響を及ぼすという懸念がもしかしたらあるのだとすれば全体から見ると73.9%の賛成があったとはいっても、やはりいろいろまだ問題があるのかなという印象を受けたということを、コメントさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 仙台から参加しています。

今、佐成委員がおっしゃったことと関連して、まず感想を述べます。ニーズのまとめ方で、合わせて73.9%というのがちょっと突出している感じがしました。というのは、よく見れば、58.2%が一定の条件付賛成で、これが圧倒的に多いわけですね。しかしその反面、

条件次第では反対だという回答ともとらえることができます。この条件付賛成，裏面から言うと，条件付反対が過半数を占めているというところを，きちんと捉える必要があるんじゃないかなというのが，一つの感想です。

それから，次は質問です。これは前に福田さんの御説明のときに質問すればよかったんですが，論点の最後の適用除外のところなんですが，シンガポール条約では，消費者，個別労働，家事，この三つについて除外していますよね。その前提として，国際商事紛争の中の消費者，個別労働，家事を除外していると僕は考えていたんですけども，その理解で正しいのか，誤っているのか。つまり，シンガポール条約の場合には，国際商事事件を対象にしていますので，消費者，個別労働，家事事件はもともと対象外で，あえて適用除外事件として明示する必要がもともとないのではないのか，シンガポール条約の理解としては，国際商事事件の中の消費者，個別労働，家事，これを当初から除外しているという理解でいいのかどうなのか，そこを，すみませんが，確認させていただければと思います。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

では，法務省民事局に対する御質問があったかと思いますので，よろしくお願いします。

○法務省民事局 民事局の福田でございます。

今，委員の御指摘の点ですけれども，シンガポール条約には，おっしゃるとおり国際商事という枠が掛かっておりますけれども，ここでいう商事というものは，積極的に明示的な定義があるわけではございません。むしろ，商事紛争というのは，なるべく広く商事紛争に当たるといような解釈が望ましいというように言われているところでございます。

ですので，この商事というところには，取り分け強い何か意味があるということではないようでして，裏から，商事性の規律として，消費者紛争，個別労働紛争，家事紛争を除くと，こういう明確な規定を設けていると，こういう理解でよろしいかと思います。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

斉藤委員，いかがでしょうか。

○斉藤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは，ほかの委員の先生，いかがでしょうか。

上田委員，お願いします。

○上田委員 それでは，資料1について発言させていただきます。

ニーズについて，7割以上の賛成，条件付も含めて賛成ということで，斉藤委員から慎重な御意見もありましたけれども，条件が整えば賛成ということで解釈いたしますと，むしろ次の丸の弊害，隘路について，個別に一つずつ検討することが有益かなと考えました。

その点で，第1の私的自治や任意性が重視されるべきという，この御意見について，若干分らないこともありましたので，どなたにというわけではありませんが，質問も兼ねまして意見を申し上げたいと思います。

この私的自治や任意性の重視というのは，執行力付与に反対する意見の理由のうち，かなり多くの機関が挙げた反対意見と認識しております。ただ，この点，ADRの中でも，司法型ADRである民事調停や家事調停であれば，その合意には執行力が付与されます。また，

民事調停や家事調停で、当事者の私的自治や任意性が重視されないということもないと理解しております。したがって、ここでいう私的自治や任意性が具体的に何を意味しているのか、また司法型ADRと民間型ADRという手続主宰者の違いによって、私的自治や任意性に何か本質的な差が生じるのかということは、更に検討すべきかと思います。

もちろん、各ADR機関によって、目指すべき紛争のスタイルが異なるということはある得ますし、ADR機関によっては、当事者に強制執行をちらつかせたくないというニーズもあり得るかと思います。他方、現在でも条件付にせよ執行力の付与を希望するADRが多いことや、あるいは、この検討会の主題でもある、今後のODRの推進まで考えると、強制執行の簡易な利用を含めた手続設計の可能性を一律に排除するほどの必要はなく、具体的には、弊害を防止するための条件として、ADR機関や当事者による選択にかからしめるという考え方でもよいのではないかなと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

齊藤委員、お手を挙げていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○齊藤委員 今回の私的自治、任意性の点です。上田先生に何か楯突くようで恐れ多いのですが、つまり、ADR機関の中には、我々は執行力に頼らないよと、そんなものに頼るんじゃなくて、本当の納得と合意、つまり、合意度を高めることが履行確保になるというポリシーを持ってやっていく機関があるはずだし、あって良いと思うんですね。そうしますと、つまり、選択制はできないのか、一律に執行力を付与するんじゃなくて、ADR機関によっては、いや、うちは要らないというところを認める余地を作るべきではないかと。

上田先生がおっしゃられている趣旨はよく分かるんです。私的自治と執行力というのは矛盾しないよと、両立するものだよという御趣旨であることはよく分かっているのですが、ADR機関の矜持といいますか、ポリシーとして、いや、うちは要らないよという機関を認めてあげた方が、ADR全体の多様性が確保できるんじゃないかなと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今ちょうど、上田委員の発言に対して齊藤委員の方から一定の応答と申しましょうか、コメントを頂いたところですが、今、ちょうど上田委員は挙手されていらっしゃいましたでしょうか。

では、上田委員にまず発言いただいて、その後で佐成委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

上田委員、お願いします。

○上田委員 ありがとうございます。

齊藤委員から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

私も、全ADR機関に、あるいは全認証ADR機関で成立した合意について、一律に執行力を付与する、しないという議論はすべきではないと考えておりまして、うちは執行力の付与は要らないというADR機関の選択は、当然尊重すべきと考えております。ですので、ADR機関もそれが選択でき、さらに個別当事者による積極的合意を要するという要件もあり得ると

……

○垣内座長 上田委員，音声が途切れてしまったようで聞こえなくなりました。

○上田委員 失礼しました。

私も斉藤委員の御意見に反対ではなく，ADR機関による選択は十分考えられると考えております。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは，佐成委員，お願いできますでしょうか。

○佐成委員 佐成でございます。

今の御議論を伺っていて，私も，成立した合意に執行力が当然付与される民事調停に長年関与しているものですから，執行力の付与が私的自治になじまないという意見には違和感を覚えます。むしろ，その点では，上田委員がおっしゃったとおりかなというふうに感じております。

また，斉藤委員が御指摘されたように，ADR機関の矜持を尊重し，選択に委ねるという考え方も，私的自治には非常に親和性があるのではないかなというふうに感じました。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは，ほかの委員の先生方，いかがでしょうか。

小澤委員，お願いします。

○小澤委員 すみません，今の意見は，この資料1の全体を通してということでもいいのでしょうか，それともニーズでしょうか。

○垣内座長 どの点でも結構です。たまたまニーズに関する御発言が，今多かったかと思えますけれども。

○小澤委員 分かりました。それでは申し上げたいと思います。

主に適用除外とすることが考えられる紛争の範囲についてに関わるものだというふうに考えていますけれども，よろしいでしょうか。

御案内のとおり，養育費のまず問題では，12月24日に法務省の養育費の不払い解消に向けた検討会議において，その中で，民間ADRの利用促進ということで，執行力の付与の問題についても触れられているところであると理解していますけれども，私としては，このADR機関が現に取り扱っている事件のうち，養育費と遺産分割に関する事案については，特に執行力が付与の必要性が高い類型なのではないかなというふうに考えています。

つまり，養育費について最初に申し上げますと，これも御案内のとおりですが，昨年4月1日から施行されている改正民事執行法によって，市町村等からの勤務先に関する情報を取得することが可能となっておりますけれども，これは，ほかの債権よりも要保護性が高いということで，相手方の給料を差し押さえることを可能にする前提で認められていると理解しています。従いまして，特に執行力に対する需要が高いというふうに考えられるからであります。

また，遺産分割に関する件についても，これも，釈迦に説法で恐縮ですけれども，所有者不明土地問題を解決するための民法・不動産登記法の改正の議論が今，正に法制審議会部会が開催されて，いよいよ最終段階ということで，早ければ本年の国会で審議される予定と仄聞しているところであります。

この問題の多くは、相続登記の未了という点に集約されるものと理解しておりまして、それゆえ、相続登記の義務化というのが導入されるということになるんだろうというふうに考えています。義務化ということになりますと、国民の意識というのが変化する可能性があると思いますので、遺産分割協議が整わない事案についても一定数存在するわけでしょうから、今回の法改正によって、そういった事件が顕在化していく可能性があるというふうに思っています。

このような前提で考えますと、少なくとも先の2点については、除外をしない方がいいということの意見を持っています。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

適用除外の範囲について、御意見を頂戴いたしました。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成でございます。今、適用除外のところが議論になったので、一言コメントをしておきたいと思います。

企業の場合であれば、紛争解決手段を合理的に選択できると思います。B to Bであれ、B to Cであれ、日々厳しい市場競争に晒されている企業にとっては、生き延びるために合理的な選択ができて当然であると思いますので、適用除外の範囲を拡げるのは過剰規制であると感じます。ですから、今、小澤委員がおっしゃったような養育費や遺産分割を含めることもあり得ると思います。他方、そうなりますと、企業でない一般の個人が紛争解決手段を選択するような場合、具体的には、消費者問題にしろ、個別労働紛争にしろ、家事事件にしろ、一般の個人が選択するような場合には、その人が本当に合理的な選択ができるかどうかというのは、やや疑問なところもあります。そうすると、逆に言いますと、全てのADR機関に執行力を付与するということも、場合によっては、この適用除外との関係で難しくなる可能性が出てくるのかなと感じます。

つまり、認証ADR機関なり、ある一定の要件を満たしたところでないと、執行力が付与できないという議論に結び付くのではないか、その関連性が生じるのではないかということを感じます。要するに、適用除外の問題と、執行力を認めるADR機関の範囲の問題とは関連性を持つのではないかという印象を持ったということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

適用除外をどう考えるかということと、弊害防止のための条件としての認証機関に限るかどうかといったところが関連してくるのではないかという御指摘であったかと思います。

川口委員、挙手をされていらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○川口委員 国民生活センターの川口でございます。私からも、適用除外につきましてコメントさせていただきたいと思います。

弁護士法などの制度上の仕組みだけで、濫用の可能性をゼロにすることはできないと思います。濫用の可能性を完全に払拭できない以上、消費者の保護を重視する必要があるという考え方についても、十分理解できる場所ではございます。しかし、そうであっても、執行力の付与への消費者の期待をかなえる方法を模索することも必要かと思えます。例えば、仲

裁法制部会でも御指摘がありましたように、消費者が債権者となる場合を対象とするといった手法であれば、消費者のニーズの充足と懸念の払拭を両立することができるように考えます。

本検討会の設置のきっかけとして、御紹介いただきました内閣官房のODR活性化検討会の取りまとめにおきましても、ODRの導入を推進すべき分野として、消費者紛争を含めているとともに、執行力の付与につきましても対象とすべき紛争類型を含め、多角的な検討を求めているところでございます。先ほどもお話がありましたように、信頼できるADR機関に限るなど、検討の余地は十分あるかと考えます。消費者のニーズの充足と懸念の払拭の両立を図る方法を模索していただきたいと考えます。一律に消費者紛争を除外するのではなくて、消費者紛争を対象とする方策を、本検討会などでの丁寧な議論を通じて模索していくべきではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

引き続き、適用除外の範囲について御意見を頂戴いたしましたけれども、ほかに御意見等いかがでしょうか。

たくさん手が挙がっております。出井委員が最初だったでしょうか。ちょっと順番がわかりませんが、それでは、まず出井委員、その後、小澤委員、次いで佐成委員の順番で、恐縮ですけれどもお願いします。

○出井委員 資料1について、ちょっとお時間頂いて、全般的な意見を申し上げたいと思います。

まず、ニーズについてですけれども、先ほど冒頭に渡邊参事官から御指摘あったように、アンケート回答機関のうち、7割超が賛成という結果が出ています。それから、資料2のヒアリング結果、これ、暫定版ですけれども、13の機関の大多数、ほぼ全部なんですかね、が、幾つかの問題点を指摘し、あるいは留保もしつつ、執行力付与には積極的な発言をされております。これらは、確かに重く受け止めなければいけないと思っております。

ただ、もしかしたら前回も申し上げたかもしれませんが、このニーズの中身は、しっかり見極めるべきであると思っております。機関が賛成したから、それでニーズありというふうに簡単に認めてしまうのではなく、その背後にある実態がどうなのか、それが合理的な賛成なのかということ、この検討会では、慎重に見極めるべきであると思っております。同じように、付与する必要がない、ニーズがないとする回答も、その理由を吟味する必要があると思っております。

ニーズについては、こういう慎重な留保が必要ではあるかと思っておりますけれども、さすがに7割の機関が賛成しているということは、重く受け止めなければいけないと思っております。

それから、今日の資料には出ていませんけれども、アンケートの結果の中で、執行力付与によって件数が増えるのかという質問がございました。これに対しては、増えるとする回答も3分の1ぐらいしかなくて、そんなに多くはなかったかなというふうに思います。さらには、応諾が減るのではないかと、和解成立が少なくなるのではないかとという回答もあった点は、注意をすると。ここはちょっと、時間があれば、後でまた触れたいと思います。

ニーズについては、私、先ほど賛成か反対かだけで決めるべきではないというふうに申し

上げましたが、その背後にあるところをもう少し掘り下げて、何点か指摘したいと思います。

まず、今日の資料1のニーズの4ポツ目にも書かれておりますけれども、申立てをするかどうかの段階での当事者、代理人、あるいはアドバイザーの認識がどうかという点は結構重要なところで、4ポツ目に事前説明の際、機関の事前説明ということだと思いますが、事前説明の際に、当事者に安心感を与えることができるという点と、それから、弁護士や司法書士といった代理人の立場から、執行力の有無が重視される場合があるとの指摘があったという点は、ヒアリングでも出てきていたところであったかと思います。ここの辺りは、定量はできないわけですが、重要なニーズに結び付く指摘ではないかと思います。これが1点です。

それから、2点目は、前回指摘したところですが、アンケートを取ったADR機関で成立した和解のうちに、将来に履行を残す和解が、問の3番で6割以上あったかと思います。このうち、相当長期間にわたるものがどれくらいあるのかすなわち、この6割ぐらいの中の一部が、現実のニーズといえるのではないかと思います。しかも、それは、現実のニーズの一部で、本当は、履行が将来にわたるために、しかし、執行力がないから、和解をしても不安だからということで和解不成立になった例がどれくらいあるのか、将来の不履行が不安で和解不成立になった事案がどれくらいあるのかというのが、一番ダイレクトなニーズだと思いますが、そういう数字は出てこないということだと思います。恐らく、そのようなものについては、そもそも申立てにも至っていない可能性が高いというふうに思っています。それが2点目です。

それから、3点目は、アンケートの問の4番ですかね、履行を確保するために、どのような取組、工夫をしたかということで、執行証書、即決和解、起訴前の和解ですね、それから仲裁法38条1項決定、すなわち和解的仲裁判断、これらを行ったもの、いわゆる代替措置を講じたものが一定数あった、30事業者ぐらいだったかと思いますが、という結果が出ています。それから、それ以外に、履行を見届けるための期日を設けるとか、それから履行の勧告をすとか、何らかの措置を取ったところが、これも20事業者ほどあったかと思います。これらは、今日のニーズのところの2ポツ目では、代替手段が存在しているため必要がないということで、ニーズがない方の事情として取り上げられていますが、他方、こういう代替手段を取っているということは、正にそれが現実のニーズではないかということも言えるかと思いますので、これを両面から見るべきであるかと思います。

更に言うならば、ここで挙げてある三つの代替手段、これらは、国際調停と国内とで制度上は違いはないはずです。特に、38条1項決定、これはUNCITRALのモデル法に基づいて作られた仲裁法で規定されているわけですが、この和解的仲裁判断については、これは、日本だけでなく、各国で行われていることなので、ここでも国際と国内の違いは、代替手段という点でも差はないのではないかというふうに思います。

以上がニーズについてで、次が弊害と隘路としてまとめられていることについて、何点か申し上げておきたいと思います。

まず、1ポツ目の私的自治や任意性が重視されるべきではないかとの点、これは、先ほど上田委員からも御指摘があったところですが、それに加えて、弊害や隘路についてですが、これは、やはり弊害を防止するための条件について、これと併せて検討すべきであると思っております。その観点から申し上げますと、執行受諾合意を要件とするのであれば、この私的

自治や任意性が重視される点は、弊害としては当たらないのではないかというふうに思います。

それから、次が、応諾率や和解成立率が低下するおそれということで、先ほどこちよつと触れたところで、これは大事なところだと思いますが、「おそれ」と書いてありますけれども、これ、正におそれなので、なかなか実証、検証はできないということであると思います。応諾率は、これ、和解で債務者になる可能性のある当事者は、確かにそうかもしれません。ただ、それは、そもそも和解に応じたくないという当事者ではないか、したがって、執行力を付与できること自体の影響かどうかというのは不明であるという問題があります。特に執行受諾合意が必要であるということを説明しても、なお応諾しないのかというと、そこで応諾しない人は、やはりそもそも和解に応じたくない人ではないかというようにも思えます。それから、和解成立率につきましては、これは、執行受諾合意を要件とすれば、当たらないのではないかというふうに思います。

大事なものは、次の濫用的事例のところですね。皆さんからも御意見を頂きたいところですが、悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるような、いわゆる濫用的事例を危惧するとまとめてあります。これが、資料の5、仲裁法制部会の資料4-2の6ページだったかと思いますが、（注1）では、弊害をこういうふうにまとめてあります。「和解合意の成立が当事者の真意かつ終局的意思に基づくものでなく、当該和解合意の内容に実体的、手続的正当性が認められないにもかかわらず、強制執行がされるおそれがあること（調停手続を悪用して債務名義が作成されることを含む。）」。恐らく同じことを言っているんだと思います。

これらを中心に検討することになると思いますが、まず、これらの類型は、そもそもADRで和解を成立させること自体が問題である類型であると思われるわけですが、その弊害が、執行力を与えることによって倍加するという、そういう位置付けではないかと思います。これも、ここで書かれている弊害が実際にどれくらいあるのか、そのおそれがどれくらいあるのかということを、十分検討しなければいけないと思っています。

さらに、これは適用除外との関係にもなりますが、仮に、適用除外で消費者と事業者の間のものを除くとか、労働者と事業者の間のものを除くということにした場合、それでも残るものが、それでも残る弊害のおそれがどれくらいあるのかということを検討しなければならないということです。

この問題も、国際と国内でどれほど違いがあるのか、国際調停ではそのような問題はないけれども、国内の調停では問題があるということなのか、その辺りも検討すべきであると思います。

次のボツで、ADR機関の負担、それから、執行裁判所において執行を認めないとの判断をされた場合のリスク等が指摘されております。これは確かに、ある意味ではリアルなリスクだと思っておりまして、本当に債務名義を作るというのが、こういうことであるということをよく理解していただきたいとは思っております。

ただ、この問題は、冷静に考えると、正面から制度導入に反対する理由となる弊害と言えるのかどうかということは、よく考えてみるべきだと思います。各機関がトラブルを避けたということにすぎないと言われるのではないかと、何らかの制度が導入されるときに、その制度をうまく使いこなせないかもしれないので、それでトラブルが生じるかもしれないので、

自分は要らないというのはいいかもしれませんが、他の人にもそれを与えるべきではないということが言えるのかどうかということです。

ここで、先ほど何人かの方から御指摘のあったように、機関ごとに除外することができるのかどうかという点を検討すべきではないかと思っております。いずれにせよ、先ほど述べた弊害とは、位置付けは異なる問題かなというふうに思います。

以上、ニーズとそれから弊害と両方申し上げましたが、弊害防止の条件について、一言だけ申し上げると、実は、このアンケートの結果、どれだけ検討されて答えられているのかは、若干疑問の面があります。裁判所の執行決定を要件とするというのに賛成なところが、たしか3割しかなかったんですが、7割は本当に反対なのかというと、ちょっとそこは疑問かなというふうに思います。

私は、執行受諾合意と裁判所の執行決定は必須であるという意見でございます。ニーズと、それから弊害の面を、最後にまとめるに申し上げますと、これまで当検討会でも、それから仲裁法制部会でも、私はニーズと弊害、問題点、具体的に検討すべきであるということを申し上げました。抽象的に弊害があるとかニーズがある、ないとか、そういうことではなくて、具体的に検討すべきである。特に、国際とそれ以外、国内で、一方は執行力付与の措置をし、他方ではしないということを、合理的に説明できるだけの違いが、ニーズ面、弊害面であるのかどうかということを検討すべきであるということを申し上げてきました。法制上の問題は、仲裁法制部会で検討することになりますが、ニーズ、弊害、問題点は、当検討会から出していかなければならないと思います。ニーズにつきましては、先ほど申し上げたように、私は、国際の方が有意にニーズが高いという点は考えは変えておりませんけれども、今回この検討会での何回かの検討を経て、アンケート、それからヒアリングを経て、国際以外でもそれなりにニーズはあるのではないかという感触を持っております。

ここで、ニーズというのは、先ほど申し上げたように、賛成しているか、反対しているかで測るのではなくて、その裏側にある実質を見なければいけないとは思いますが、大多数が賛成であるという必要は、恐らくニーズの点ではないんだと思います。少数であっても、無視できない客観的なニーズがあると、あるいは、一定の割合が必要を感じており、それが合理的と考えられるのであれば、ニーズはありとして、次の弊害の方をむしろ検討すべきではないかと思っております。

ということで、これまでの検討で、少なくとも国内にはニーズなしとして切り捨てるのではなく、一応ニーズありとして、弊害の点を検討すべきであるというのが、私の意見でございます。重要なのは弊害の点で、なおここは慎重に検討すべきとは考えておりますけれども、一定の適用除外を設け、それから執行受諾合意を要件とし、裁判所の執行決定を要件とした場合ということになりますが、その上で、どれぐらい具体的な弊害があるのか、かつ、それが国際と国内とで有意に差があるのかという点を検討しなければならず、それについて、いまだに得心のいく感触は得られていないというのが、私の印象でございます。

仲裁法制の検討部会でも、一部の委員から、国内調停にはいろいろな形のものがあるから不安だという御意見がございました。ただ、そういう漠たる不安ではなくて、具体的な検討をすべきであると思います。今の指摘に対しては、いやいや、国際でもいろんなものがありますよという指摘がなされたところではありますけれども、もう少し具体的に検討すべきであると思っております。

あと、仲裁法制部会に出てきた乙2案とか、それから、機関ごとに規則で排除できるのかとか、その辺りにつきましては、ちょっと私の発言ばかり長くなりましたので、後で時間があれば申し上げたいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、お待たせしておりますけれども、続きまして小澤委員、御発言お願いできますでしょうか。

○小澤委員 私からは適用除外について、先ほどは、家事事件にいて申し上げましたので、消費者事件について、簡単に意見を申し上げたいと思います。

従来の仲裁法の附則が規定された経緯等を踏まえれば、消費者事件を適用除外とすることには、基本的には賛成をしておりますが、事業者が消費者に対して何らかの給付義務を負う合意内容については、執行力付与の対象とするメリットもあるのではないかと考えています。

ただ、この場合、執行力付与の要件として、当事者間の合意というようなものが必要だということになりますと、事業者から合意を得られるのかといった懸念もあると存じます。そうしますと、消費者事件に限定されるわけではございませんが、対面で行われているADRでは、既に実施されている期日における金銭債務の履行について、ODRでも可能にするような仕組みを、併せて構築する意義もあるのではないかと考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、佐成委員、お願いします。

○佐成委員 執行力の適用除外に関して、先ほどその範囲を拡げることは過剰規制ではないかということを述べました。しかし、適用除外に代わるような消費者保護・労働者保護の措置を別途講じてまで、全面的な執行力の付与を図ろうとするような方向性に対しては、産業界としては、やや違和感を覚えるということを念のため申し上げたいと思います。

つまり、消費者紛争にしろ、個別労働紛争にしろ、執行力が既に付与されている司法型の民事調停におきましては、裁判所の後見的な配慮が事実上あるにせよ、適用除外に相当するような保護措置がなくても、十分機能しております。実際、企業の側からのみならず、消費者あるいは労働者の側から、いろいろな消費者紛争あるいは個別労働紛争に関して民事調停が申し立てられるといったこともしばしばあります。ですから、もしADRでは適用除外に代わる保護措置を別途講ずる、例えば片面的に執行力を付与することで適用除外を解消するという方向性については、若干違和感を覚えるということです。

つまり、経済界全体として、執行力の付与範囲を商事紛争に限る必要性は、必ずしもないとは感じております。けれども、他方、無理して片面的な執行力付与などの措置を導入するとなると、そういう方向性に対しては、やや制度的に違和感を覚えるということでございます。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員が挙手をされていたと思いますが、斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 出井委員がおっしゃられたニーズにしても弊害にしても、個別具体的に見ていくべきだという総論は、全く賛成です。ただ、出井委員が指摘されたことについては、私は、どっちかというところペシミスティックな見方をしています。そこで、そういう観点で申し述べ

ます。

まず、シンガポール条約との関係ですけれども、国際商事の事件について、その民間の和解合意に直ちに執行力を付与するという必要性は、非常に高いのだと思います。これは、国内手続で債務名義化ができないというリスクがあるからです。国際的な取決めをしたのだけれども、それが、一方の当事者の国の国内手続では債務名義化できないというリスクがあり、それを回避するために条約によって執行力を付与する必要性が高いわけです。また、そもそも国際的な商取引の決済というものは、迅速性が求められますよね。そういう意味では、もうその場で、ワンストップで執行力が付与されるというのは、非常に迅速性の要請にかないます。

それから、これはどの程度だという問題はあるにせよ、国際商事紛争に関しては、信頼されて定評のある仲裁機関が、かつ、当事者には代理人の関与率が高く、そういう背景事情のもとに和解あっせんが行われているという点で、弊害が少ないのだらうと思います。

以上の必要性と弊害の問題が国内の一般事件についても当てはまるかという点、同様の当てはめはできないように思います。国際事件と国内事件とでは状況に落差があると思います。

そこで、私が今思うところは、国際商事に関してはシンガポール条約の締結でもってカバーできるわけです。その次に、国内事件については、例えば養育費の不払いが今社会問題化していますので、そういう長期的な支払いについて手当てをする、それは多分個別立法でできるんじゃないかと思うんです。そういうニーズが個別具体的にはっきりしている国内問題について、その都度手当てをしていき、そして、執行力付与の利用のされ具合とか弊害が実際に生まれるか生まれないか、そこを観察した上で、最終的に一般的、包括的に、すべての和解合意の給付条項に執行力を付与するという決断をする、つまり、将来に向けて段階的に検討していくという方向性が、僕は相当なのではないかと思っています。

なぜ今じゃいけないのかという、そういう問題に関して、債務名義製造の濫用問題が先ほど指摘されましたけれども、濫用問題の前に、そもそも執行ができる条文、条項を作ることができるかどうかという問題が、前回申しましたけれども、結構大きい問題だと思っています。山田委員からは、これは現行法制下でもある問題で、結局執行できないというリスクは常にありますよという指摘があり、それはそれで正しいのですが、すべての和解合意に執行力を付与されるとなるとこのリスクが飛躍的に高まってしまうおそれがあると思います。

例えば、ODRでプラットフォームの下でチャット方式で和解合意書を作ることがあります。そこには例文が用意されている。その例文をちゃかちゃかちゃっと修正して和解条項を作ったけれども、その条項で強制執行を行うことが執行裁判所に認められなかったということが、どんどんどんどん広がっていくんじゃないかというおそれを、非常に強く感じています。執行力のある条項を作るというのは、これは、裁判所が何十年もかけて書記官研修をして、ようやくレベルを保って正確な条項が作れている、そういう実態があります。弁護士が作った条項案も、あるいは裁判官が作った条項案も、これじゃ駄目ですと、これじゃ執行力が付きませんということで、書記官から指摘されることはまああることなんですね。でするので、執行力があると当事者が期待して和解合意したのに、望む結果が得られないとなると、それによる、ADR全体に対する不安感、不信感というのが危惧されることを心配しています。

それから、甲案、乙案自体の問題ではなく、執行力付与の合意を調停人の面前でしなくて

もいいという、シンガポール条約から来ている部分は、何とかしないといけないのではないかと思います。やはり、調停人の面前での合意ということが必須ではないかというふうに思っています。

そんなこんなを考えていくと、限定的に、例えば、金銭の給付条項であるとか、引渡し、明渡し条項とか、そういった給付条項が定型的な文言で作れる条項についてのみ執行力付与の対象を限定していくとか、あるいは、手続実施者に、執行力のある和解条項作成について、研修を積んだ弁護士が必ず入るようにするとか、あるいはまた、先ほども言いましたように、執行受諾の意思表示は、調停人の面前のものに限るとか、はたまた、これは前に申しましたけれども、各ADR機関がその規則で執行力付与を排除できることを認めていくとか、そういった、かなり限定した形で執行力の付与ということを考えていくべきではないかというのが、私の意見です。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

今の御発言の中の最後の辺りで出てきた面前での合意というふうに言われたのは、面前で執行力を付与する旨の合意という趣旨でよろしかったでしょうか。

○斉藤委員 そうですね。執行受諾の意思表示を調停人の面前でという、そういう意味です。

○垣内座長 分かりました、ありがとうございます。

それでは、続きまして、小澤委員、お願いします。

○小澤委員 ごめんなさい、手を下ろし忘れてでした。

○垣内座長 そうしましたら、出井委員、挙手されていらっしゃいましたでしょうか。お願いします。

○出井委員 先ほど触れなかった適用除外のところですけども、実は、私も個別労働とか、それから消費者と事業者の間の紛争、これは、ニーズはある程度あるのではないかというふうに感じておりまして、そのことを仲裁法制部会でも指摘をし、そこに委員として出ておられる労働団体の方、それから消費者団体の方に、本当にいいんでしょうかと聞いたんですけども、やっぱり、それでも弊害の方が大きい、弊害のおそれの方が大きいので、特に消費者、労働者が債権者になる場合ですね、ニーズがあることは分かるんだけど、やっぱり弊害の方が心配なので除いてほしいという、結構はっきりした御意見でした。私は、必ずしもそれに納得したわけではないんですが、消費者団体、それから労働団体の方がそういう強い御意見、はっきりした御意見をお持ちなときに、そこを押してというのはなかなか難しいのかなという気がしたということを、一応述べておきたいと思います。

片面的にということももちろんあり得るんですけども、これ、先ほど何人かの方から御指摘あったように、ADRの世界で片面的なというのは、この執行力の場面以外でもあることなので、それ自体はそんなおかしいことではないのかもしれませんが、執行受諾合意を要件とする場合に、片面的なものにしておくと、多分そこで事業者の方は合意しないのではないかと思いますので、執行受諾合意を要件とするのであれば、片面的な制度にするのは、結局ワークしないことになるのではないかなというふうに思います。

それから、先ほど斉藤委員から御指摘のあった点について、一、二点お返ししておきたいと思いますが、国際調停の場合は非常にニーズが高いということをおっしゃっていただいたんですが、そのときに、信頼される機関で行われるとか、それから代理人が付くことが多い

ということをおっしゃったんですが、それは恐らくニーズのところであるというよりも、弊害のところではないかというふうに思います。確かに私が実際に知っている国際調停も、そういうものが多いわけですが、ただ、それが制度上担保されているわけではないわけです。一方、国内の方はどうかというと、斉藤委員から迅速性が国際商取引では必要であるとおっしゃったんですが、商取引という観点では、国内の商取引もそこは同じなので、それほど差があるのかなという気がいたします。

最後に、執行力、和解条項の執行文言について、和解条項を作ったけれども、それが執行できないような条項になってしまったということ、これは、確かに御指摘のとおりなんですが、先ほど申し上げたように、その問題と、いわゆる弊害と言われている問題、すなわち本来成立させてはならない和解が成立し、それに更に執行力まで付いてしまったという問題と、和解条項を作ったけれども、それが、裁判所に持っていったら蹴られてしまったと、執行できなかったという問題、この二つは、質としてかなり違う問題で、私は、後者の方は、それは機関としては大変だけれども、それを理由に執行力の弊害があるということには、私はならないのではないかと考えています。ただ、これも繰り返しですけれども、機関によっては、やっぱりうちの機関は、そういう和解条項を作ったけれども、裁判所に持っていったら執行決定却下されてしまうとか、執行文取れないとか、そういうことで信頼を失いたくないというところは、除外する仕組みができないのかなと。そこは検討に値すると思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、最高裁判所から御発言の希望があるようですので、最高裁判所の方からお願いできますでしょうか。

○最高裁判所 最高裁の渡邊でございます。

最高裁から2点申し上げたいことがございますので、発言をさせていただきます。

まず1点目は、資料1の1枚目の下から二つ目のポツの関係でございます。下から二つ目のポツでは、弊害を防止するための条件の一つとして、裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするとの意見が記載されています。裁判所が、審理に当たって、執行拒否事由があるとの判断をするためには何らかの端緒が必要になりますが、仮にそういった端緒がない場合には、基本的には執行を認めるという判断になると思います。そうしますと、先ほどから指摘があるように、仮に粗製濫造されたような債務名義に基づく執行決定の申立てがあったとしても、今申し上げたような端緒がない場合は、的確に執行を拒絶するのは難しいと思います。そのため、裁判所の執行決定を経ることが必要とする要件を設けたとしても、これにより制度の濫用を止めることができるかについては、裁判所として自信がないところがございます。

このように、執行決定の段階で、裁判所がスクリーニング機能を果たすことを期待していただくのは、実効的ではないと思われまので、執行力の対象となる和解合意に、何らかの限定を設けるのが望ましいと考えております。

仮に国内の調停による和解合意にまで執行力の付与の対象を広げるのであれば、最高裁として何か定見があるわけではございませんが、例えば、今回お配りいただいた資料5の2ページに記載されている乙2案のように、執行力を付与する対象について、一定の水準以上のものに絞るため、認証ADR機関で成立したものに限定するといった案ですとか、仮に認証

ADRの認証の趣旨が異なるというのであれば、例えば、別の認証制度を設けるといったことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

以上が1点目になります。

もう一点目は、資料1の2ページ目の最後の適用除外のところの家事紛争の関係です。家事紛争につきましては、個別性が非常に大きく、その中には、DV又は経済的格差の問題が背後にあるために、当事者間に力の不均衡等が想定される紛争があるとともに、合意の結果が、合意の当事者のみならず、子供などの第三者にも効力を有するものもでございます。そのために、当事者間の合意のみを根拠に執行力付与することには、慎重になるべきではないかと考えられるところでございます。

本検討会でヒアリングの対象となりました家族のためのADRセンターのように、子の福祉をきちんと考えて適切にADRを運営している機関において、執行力を付与するニーズが高いというのは理解できるところでございますが、幅広く執行力付与の対象を広げた場合には、子の福祉が十分に考慮されなかったり、先ほど述べましたような状況下で不合理な合意をされたりしてしまうおそれも排除できないと考えております。

裁判所は先ほども申し上げましたとおり、執行力付与の段階では、執行拒否事由の有無を審査することができるのみですので、これによって影響を受ける第三者の利益を公益的、後見的に審査することは予定されていないと考えております。そのため、裁判所は子の福祉等を理由に拒絶するということはできないかと考えております。

そもそも家事紛争につきましては、一般の民事調停、経済紛争とは異なる考慮要素や配慮すべき事項がございますので、家事紛争を対象に含める方向で検討するのであれば、家事事件に詳しい弁護などを交えて議論するなど、引き続き慎重な検討が必要と考えておりますので、そのような検討がなされていない現時点におきましては、最高裁としては、家事紛争を対象に含めることについては、賛成しかねるところがございますので、この点について御参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に出井委員、お手をお挙げでしょうか。出井委員、お願いします。

○出井委員 何度もすみません。今、渡邊課長から御意見ございましたので、それに関して発言をさせていただきます。

これ、渡邊課長、仲裁法制部会でも同様の御発言あったんですが、前提は、執行決定を求められた裁判所は、御指摘のとおり執行拒否事由があるかどうかだけを審査するものであって、実態的なところまで踏み込んで判断するものではないというふうに、私も考えております。

裁判所にそこを多く期待されては困るというのは、そのとおりで、そこは十分認識しているわけですが、そこでちょっと気になったのが、国内の調停について、何でもかんでもということになると困るということをおっしゃったんですが、裁判所は、国際については心配をしておられないのでしょうか。そこをお聞きしたいところです。

それに関して、今、渡邊課長から、この資料5、仲裁法制部会資料の4-2のいわゆる乙2案について御発言がございました。これも、仲裁法制部会で私、指摘したところですが、改めてこちらの方でも意見を申し上げておきたいと思います。

この乙2案は、国際以外については認証に限ると、国内で行われるADRでも国際調停というのはあり得るわけで、そこは、恐らく除かれるんだと思いますが、それ以外のものについては、認証ADRに限るという、そういう案です。この乙2案は、部会資料の5ページを見ますと、先ほど指摘した6ページの（注1）の弊害に対応するために立てられた案であるという理解です。この部会資料の5ページの説明では、調停人の適格性とか、手続実施者、調停人に誰になるのかという観点を中心に書かれているように読めるわけですが、しかし、日本の国内で行われる民間の和解あっせん、調停では、無償で行われるとか、あるいは個別の事情で違法性が阻却されるというような場合を除いては、弁護士が手続実施者、調停人とならなければならないということになっているわけです。それを緩和して、弁護士以外の人も手続実施者として関与できる、弁護士の助言措置等を条件として、弁護士以外の人も手続実施者になれるということで道を広げた、ある意味では、手続実施者の要件を緩めたのが、認証です。要件を緩めた方に執行力が与えられて、非認証の、つまり弁護士が手続実施者としてやっているものについて執行力が与えられないというのは、合理的な説明が付くのかという気がいたします。

元々認証制度、現在の認証制度ということになりますが、これは、執行力を付与するのに適格な者との、そういう観点から認証条件が定められているわけではないわけです。仲裁法制の見直しを中心とした研究会、商事法務の研究会でも、この点は議論になり、現在のADR法における認証は、国民への情報提供とか弁護士法の例外的措置、時効完成猶予等の例外的措置を主眼としたものであって、執行力の付与を念頭において適格性の基準を定めたものではないというふうに、まとめられております。したがって、現在の認証制度を前提に、そこで線を引いて執行力を与える、与えないを決めるというのは、私は、そこはロジックとしていかなものかなというふうに思います。

渡邊課長からは、それで不十分であれば、更に認証の要件を高めてと、別の要件を加えてということもあり得るのではないかという御意見があつて、それは、ロジカルにはそのとおりであると思います。ただ、ここでもちょっと、また戻ってしまいますが、国際についてはフリーハンドでよいのか、国内について、なぜそれほどまでに高い要件を課し、国際についてはフリーハンドなのか、その説明が付くのかどうかというところなんだと思います。

ちょっと最初の点は渡邊さんに対する質問でしたが、乙2案について、仲裁法制部会で申し上げたのと同じことを、ここでも申し上げておきたいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今、御発言の中で、最高裁判所に対する御質問が含まれていたかと思いますが、最高裁の方、いかがでしょうか。何かコメント、お答え等いただけるでしょうか。

○最高裁判所 最高裁の渡邊でございます。

国際性のところにつきましては、最高裁としても知見があるわけではございませんが、これまで様々なところでの議論を拝聴している限りにおきましては、基本的には、代理人が付いた大企業同士の紛争が想定されていると聞いておりまして、資料5の4ページの下から7行目に記載されているとおり、「当事者が慎重かつ十分検討を重ねた上で和解合意に至る蓋然性が高く、執行力を付与することにより懸念される弊害が類型的に小さいとの指摘がある」のであれば、国際的な商事紛争につきまして、特に大きな懸念を持つ必要はないと考えているところでございます。なお、もう少し詳細に様々な事情をお聞きしたときには、本当にこれ

でいいのかという問題意識を持つ可能性があります，現時点ではそのように考えているということでございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

出井委員の方から何か更に，今の点について御発言ありますでしょうか。

○出井委員 一言だけ。

仲裁法制部会でもそのような議論，事務局からの説明はそのような説明であったかと思いますが，ただ，今の御指摘の箇所に書かれていることは，多くの場合そうであろうということで，それは，実は私の経験ともある程度合致はするわけですが，ただ，制度上そうになっているのか，担保があるのかというと，それはそうではない。更に言えば，日本国内で行われる調停，国内調停は日本国内で行われることが多いわけですが，弁護士法72条の縛りがありますので，必ず弁護士が手続実施者になっている，あるいは，弁護士がなくても，認証を得て弁護士助言措置を経て調停がなされると，そういう担保があるわけです。

これに対して，海外では，むしろそういう担保はありませんので，その観点で，国際と国内で若干逆転現象みたいなことが起こっているのではないかと，議論の逆転現象ですね，という気がいたします。

別に，これはお答えいただく必要ありませんので，そういう指摘だけしておきたいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは，続きまして，山田委員が挙手をされていまして，山田委員，お願いします。

○山田委員 ありがとうございます。山田でございます。

幾つかの意見を述べさせていただきたいと思いますけれども，まず，ニーズ論についてでございます。資料1にも掲げられていますように，個別のニーズは様々あるだろうと思われるところでございますけれども，元々日本の司法型ADR，つまり民事調停，家事調停を考えましても，調停調書に執行力が付いているというのは，世界的に見て多数派なのと言われれば，必ずしもそうではないわけで，直接的には執行力が付いていないという法制も大いにあるところ，日本では執行力を付けているということは，和解によって合意したものについても，執行力を付するニーズが一定程度あるのだろうと推測されます。

その上で，民間型のADRは，司法型に加えて，専門的な紛争等におけるより多様な手続を提供し，選択肢を増やしたというものですので，同様にニーズは潜在しているとも言えそうです。しかし，それを法制として認めてよいかは，弊害，あるいは隘路論との関係が大きいのではないかと思います。

弊害の関係で，順番はちょっと前後しますが，先ほど出井委員と最高裁の渡邊課長との間で御議論ありましたけれども，シンガポール条約の審議の場に関係で，国際，国内の違いを，（これも法制審でお話したことと同じですが）申し上げますと，国際的な調停は機関調停だけではありませんで，個人がアドホックに調停を行う場合も少なからずある。また，調停人が必ずしも弁護士ではないというのは，むしろ世界の趨勢であって，日本では弁護士法72条で規律されているという特徴があることを踏まえますと，本日議論がありましたような，いわゆる濫用的な和解合意が捏造されるおそれは，国際調停でもあり得るということは，議論の前提になっておりました。

です。日本国内では、その点についてはかなり払拭されたというか、捨象された形で議論されていますけれども、そのおそれは、国際、国内どちらにもあり得ると。国内については、むしろ認証制度あるいは弁護士法72条によって濫用から一定守られているという点で、国際よりも、場合によっては弊害を見付けやすい、あるいは問題となりにくいのではないかというのは、出井委員が言われたとおりではないかと私も思っております。まず、これが先ほどの議論への回答に係るところです。

それから、弊害、隘路に関して、私的自治とか任意性という問題が、最初に上田委員、それから斉藤委員からも御議論があったところでございます。ADRの制度化というのが、任意性あるいは私的自治の尊重というところにあるということについては、まことにおっしゃるとおりであって、私自身もそういうふうに考えてきたところでございます。

ただ、今ここで問題としているのは、その1段重要度を上げたといひましようか、メタ的なレベルでの私的自治の問題だろうというふうに思います。すなわち、どういう手続を選択するのか、その手続でどのような調停を選び、どういう効果をそこに付与していくのかというレベルでの、私的自治あるいは任意性というものを確保しようという話かなというふうに思いますので、そういうメタレベルでの私的自治の確保あるいは推進ということとの関係では、執行力を付与するという選択肢をオプションとして増やしていくことは、私的自治の可能性を広げることであれば、それに対抗するものとは言い切れないように思われます。そのような意味で、先ほど御議論ありましたように、ADR機関によって執行力を付与するかどうかということを選択できるという方向性には、私も賛成をしたいと思います。

それから、第3点目となりますけれども、これは、適用除外とも関連するのですけれども、執行力の正当化根拠として、債務者が債務名義成立の過程において、きちんとした主体的な関与の期待があるというのは、理論的には一つ指摘しておくべき点かなと思います。そのように考えますと、執行受諾文言があるということが、債務者の手続保障の一種になるということは、そのとおりなのでありますけれども、場合によっては、もう少し保護といひましようか、執行受諾の合意を確認するという保護を、もう一枚かませてもいいのかもしれないというふうに考えております。

一つは、認証ADR等では弁護士による助言措置が予定されていますが、そこで執行力を付与したらどうなるのか、執行力を付与することへの理解については、必ず説明を受けるということを確保することのほか、例えば、和解案に執行力を付けるか否かについて、例えば、和解案を書面で提供したうえで熟考期間を確保するであるとか、執行可能性についての分かりやすい説明を、これもまた書面で提供するということで、熟考を確実なものとするというような、少し手厚い債務者の手続保護、手続的な保護を、含ませてもよいかもしれないというふうに思ったところです。

これは、仲裁判断においては、（執行力に限定した手続ではありませんが）当事者の十分な説明の機会であるとか、あるいは平等取扱いといったような手続的な公序があつて、それが一種のセーフガードになっているわけですが、ADRについては、それが今のところはないので、そのような少し保護的なものを入れていくという可能性はあると思います。これをどういう形で入れるのかというのは、様々な議論があり得ると思いますけれども、例えば、シンガポール条約が想定している執行決定の拒否事由の中には、調停人がフォローすべき規範の違反という言葉が出てまいりますけれども、先ほど申し上げたようなことは、こ

の規範の中に盛り込んでいくということも考えられ、それについては法制にしていけることも考えられようかと思いますが、このような隘路ないし弊害のあり得るところに対する手続的な保護というものは、一つ一つ考えていく余地はあるのではないかというふうに思います。

最後に、この資料1の弊害の5番目のところでしょうか、執行裁判所で執行を認めない旨の判断をされた場合、これも、先ほど斉藤委員からもお話があり、御懸念は確かにおっしゃるとおりで、日本の執行裁判所における審理が厳格であることも、おっしゃるとおりかなと思います。

ただ、この問題は、現在の仲裁法38条で、その和解内容を決定化したという場合にも生ずるおそれがある問題で、ここでいきなり生ずるものではないのではないかなとも思われます。また、ここで懸念されるほどに、非常に複雑な合意条項が、果たしてどの程度必要になってくるのかという点も、実際にはそれほど頻度は多くない、あるいは、先ほど佐成委員からありましたように、一定の訓練等をして習得ができるということであれば、そのような条項がはねられるリスクは抑えられるとも考えられます。そして、何よりもこの執行力を付与することができることが、ADRにとっては一つのセールスポイントになり得るので、例えば研修を受けた調停人が執行可能な文言を作れますというアピールのために、研修等の投資をして執行力を付与することをポリシーとして積極的に選び取っていくADR機関であれば、そういうところに執行力を付与するというかたちで考えていけば、クリティカルな問題にはなりにくいのかなというふうに思っております。

差し当たり、私からは以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

何人かの委員の方から挙手を頂いておりますけれども、まず、上田委員からお願いできますでしょうか。

○上田委員 ありがとうございます。

先ほど出井委員と渡邊課長の御議論で、国際商事紛争については、きちんとしたものが多いのではないかということで、現在はそのとおりであろうというふうに、私も感じます。私は実務は暗いのですが、ただ、この検討会の主題であるODRとの関係では、今後、例えば取引のボーダーレス化に伴って、小規模事業者であっても海外のプラットフォームを使ってB to B取引で調達をかける場合が増えてくる等の事態も考えられます。すると、そこでトラブルが生じた場合に、例えば、そのプラットフォームが用意したODRないしIDRなんかで和解合意はしたけれども、和解合意の実体的正統性や手続的正統性に疑問があるものまで、国内で執行を申し立てられるということも、事例としては考えられると思いますので、そのような可能性も視野に入れていただければと考えております。

それから、ポイントが変わるんですけども、頂いた資料1の2ページの弊害を防止するための条件の最後で、認証ADR機関に加えて、弁護士会のADR機関による和解合意に限るという案も提示されておまして、これは、一つの可能性かと考えるのですが、また、先ほど出井委員からも御指摘あったとおり、本来であれば、執行が問題になるような事案の調停は弁護士以外にはできないのだから、逆に言うと、弁護士会ADRであれば、質の担保はされていると言えるであろうというふうに思いますけれども、他方で、要件面におけるADRの質の担保だけでなく、現在の法制の立て付けでいいますと、ADR法は効果面において、認証ADRに時効完成猶予効を付与しておりますので、これが、執行力との関係で

は重要ではないかと思われます。

すなわち、ADRを訴訟に前置するという、前置といいますか、できればADRで迅速、かつ、簡易に解決するというふうなADRの利用形態を考えますと、時間とコストをある程度掛けてADRを利用する以上、そこで自分の権利が実行可能な状態になることと、その当該権利が時効完成しないということは、ニーズにおいては高い親和性があると思われます。もちろん、時効完成猶予効がないADRは執行力を付与しても無意味だというわけではないので、強い意見ではないのですけれども、認証制度を離れて、質の面で弁護士によるADRは問題がないという議論に踏み込むよりは、外形上も質を担保しつつ、かつ、執行力を従前に生かす枠組みとして、認証制度と関連付けた議論を行う方がよいのではないかなと、現状では考えております。

以上です。どうもありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、佐成委員、お願いできますでしょうか。

○佐成委員 佐成でございます。

先ほどの最高裁の渡邊さんと出井委員とのお話を聞いていまして、認証ADR機関の認証要件に関して、さらに、この仲裁法部会か何かで要件を過重するとか、そういった議論にもし発展するようであると、2004年に私が初めてADRの立法に関与したときの議論と正に同じような形になってしまって、ちょっとその辺りは、先祖返りしてしまったのかという気もしております。私としても、現在の認証ADR機関に執行力を付与するということであれば、それほど違和感はありませんが、もしまた要件加重の議論が出てくるようであると、やや消極に傾く可能性があるというのを、一つ申し上げておきたいと思います。それから、もう一つ、今の議論で、乙2案というのが、やはりこれではちょっと狭いというのは、何となく出井委員の御意見にも共感するところであります。この論点ペーパーに出ております認証ADR機関に弁護士会のADR機関を加えるというのも、これはこれで一つ、案としてはよろしいのではないかと思います。ただ、認証自体をかなり厳格化していくとか、そういう方向性で議論していくのであれば、どうなのかなというのが率直なところでございます。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、続きまして、川口委員、お願いできますでしょうか。

○川口委員 川口でございます。

適用除外につきまして、先ほど出井委員からも、濫用などの弊害について、漠然としたものではなくて具体的に検討すべきとの御意見がございましたが、正にそのとおりかと考えます。執行力の付与の対象から消費者紛争を除外することに対しまして、悪質な事業者やADR機関が、消費者をだまして和解させた上で執行してしまうという執行力の濫用事案が、消費者紛争を適用対象とすることへの最も大きな懸念であると思われます。ですが、認証ADR制度の下であれば、制度上、そういった濫用は排除することが可能だと考えますし、信頼できるADR機関の利用であれば、片面的でなくとも構わないのではないかと感じます。

また、認証制度を利用しない場合においても、司法の団体などがADR実施の主体となる場合には、その職業理念から濫用ということは生じないであろうし、そうでない者が行う場合で濫用が行われた際には、弁護士法の非弁行為の問題が生じるのではないかと考えられます。

また、消費者紛争は低額であり、紛争解決機関としての収入を確保するというのも非常に難しく、ビジネスとして成り立ちにくいのではないかと思います。このため、現実的にどの程度の濫用が行われる可能性があるのか、実際どれぐらい起こり得るのか、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

出井委員、挙手をしていただけますでしょうか。出井委員、お願いします。

○出井委員

私の発言の趣旨を補足・中和しておいた方がいいかもしれないと思ったので、発言させていただきます。

私の発言の中で、日本は弁護士法があるということを申し上げて、業として報償を得る目的で調停を行うのは、これは弁護士しかできない、これが原則で、その例外が認証制度あるということを申し上げました。その趣旨は、弁護士が手続実施者であれば、いいADRができるとか、そういうことを申し上げているわけではなくて、むしろそうではなくて、弁護士以外の人に関わった方が、いいADRができるという場合があるからこそ、認証制度を導入して、弁護士以外の手続実施者の活躍の道を広げたわけで、そこは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

ただ、今回弊害として指摘されている和解合意の成立が、当事者の真意かつ終局的意思に基づくものではなくとか、和解合意の内容に実体的、手続的正当化性が認められるかどうかと、こういう弊害に対処するという観点でいいますと、これも弁護士に関わったから大丈夫だということを申し上げるつもりはないのですが、やはり法律の専門家に関わるということは、その弊害に関する点では重要な意味があるのではないかと考えております。それがために、認証のところで線を引く、認証というのは、弁護士以外の人でも手続実施者として活躍してよいということですが、他方弁護士の助言措置があるので、そこで一応制度的な担保はあるわけです。非認証の場合弁護士が手続実施者にならざるを得ないのですが、それが弊害に対処できないというふうに言われると、それはちょっと違うのではないかと、いうことでございます。

それから、渡邊課長とのやり取りの中で、国際はフリーハンドでいいんですかという点質問申し上げましたが、その趣旨は、別に私も国際は危ないのではないかと、弊害が多いのではないかとという趣旨で申し上げているわけではなくて、これも、山田委員から御説明あったとおり、シンガポール条約の議論でも、そういういろんなADRがある、アドホック調停も含めていろんなADRがある、機関調停だけではないということを一応前提にした上で、シンガポール条約では執行力を認めるということを議論してまとめているわけなので、私が申し上げたいのは、国際と国内で、そこがそんなに大きく違うのかということなんです。

その2点、ちょっと趣旨を明確にしておきたいと思います。

それから、あと2点申し上げますけれども、佐成委員から、認証の要件を更に上乘せすることには慎重であるべきであるという御意見がございました。私は、その意見に賛成です。

今でも認証は、結構機関にとっては大変な負担になっておりますので、それに、更に加えるということについては、やっぱりそこは慎重に考えるべきではないかと考えています。もし本当にそういうものが必要であるとすれば、それは、認証という枠の中でやるのではなく

て、実体要件として課していくことを検討すべきではないかと思います。さらに、ここでも申し上げると、そういう実体要件を課すのに、国際の方は課さなくてよいのか、そこが問題になるので、そのバランスがやはり問われるんだと思います。

最後に、適用除外のところで、川口委員から大変貴重な御指摘がありましたけれども、一つの在り方は、消費者と事業者の間の紛争については、これも、斉藤委員から御指摘あったのかもしれませんが、特別法で認めていくという在り方はあり得るのではないかなというふうに思います。そうすると、認証とはまた別のものを作るのかもしれませんが、あるいは、現在の認証に、そこだけは消費者紛争を扱う機関についてはプラスしてということもあり得るのかもしれませんが。なので、今のところは、消費者紛争、それから労働紛争については除くということで、皆さん広く意見を聞いてよいのではないかと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

ちょっとよろしければ、私から出井委員に一つ御質問させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

認証制度とこの執行力付与の関係に関してなんですけれども、現在のADR法上の認証要件とか、あるいは認証事業者に対して課せられている説明義務とか記録の作成保存といった規律があるわけなんですけれども、それらの規律の内容というのは、この執行力付与の正当性を担保する上で、余り関係がないという御理解をしていらっしゃるということなんですか。認証制度は執行力付与を想定して作られたものではないということ、仲裁法制部会でも御発言であったかと思うんですけれども、実質的に見てどうかという点について、もし何かお考えがございましたら、伺えればと思います。

○出井委員 当事者に対する説明であるとか、記録保存はちょっとどうか分かりませんが、当事者に対する説明のところは、ある程度は関係あるでしょう。ただ、挙げられている弊害との関係、あるいは仲裁法制部会で挙げられている弊害との関係では、やはり根幹のところは手続実施者が法律的素養を有するのかどうか、あるいは、法律的素養を有するだけではなく、民事の紛争を業として扱うものかどうかというところが、やはり一番重要なところではないかと思います。

垣内座長から御指摘の現在の認証制度の幾つかの点は、全く関係ないとは言いませんけれども、それがあるからオーケーであるということには、私はならないのではないかと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、山田委員が挙手をされていたかと思いますが、山田委員、お願いします。

○山田委員 すみません、時間のないところ失礼いたします。

先ほど、最高裁の渡邊課長から、家事事件について、両当事者だけで、例えば、扶養料を定めてしまうと、子供への影響があり得るという、公益的な観点から、なかなか最高裁としてのみにくいというお話があつて、これは法制審でも同じようなお話があったかと思います。それで、実務の状況をお伺いしたいのですけれども、例えば、現在このような紛争は、扶養料等については合意ができる事項ということで仲裁適格もあると。仲裁手続の中で和解ができて、それを仲裁判断にすることも法制上は可能と思うのですけれども、そのような場合についても、公益的な考慮が必要なので、余り望ましくないというようなお考えであるのか、その辺りを教えていただけませんか。

○垣内座長 ありがとうございます。

最高裁の方からコメントいただけますでしょうか。

○最高裁判所 最高裁の渡邊でございます。

大変申し訳ないのですが、家事紛争については、家庭局が所管しておりまして、民事局第二課長の私の方から責任を持ってお答えすることは難しいと考えております。

他方、自分が裁判官として家事事件等を担当していたときの経験に基づいて申し上げますと、もちろん、ヒアリングの対象となった、家族のためのADRセンターのように、きちんとした形で取決めをしている例も経験をしたことがございますが、執行力付与の対象が一般的に広がったときに、そのような質を担保できるのかという点について、定見を持っておらず、本当に不安がないのか心配をしているという趣旨としてご理解いただければと考えております。○垣内座長 ありがとうございます。

山田委員の方から何か、さらにこの点について御発言ありますでしょうか。

○山田委員 いえ、御趣旨は了解いたしました。恐らくADR認証制度が実効的に動けば、おっしゃったような懸念は余り心配しなくてもよいということかなというふうに、了解しております。ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、次に斉藤委員、お願いできますでしょうか。

○斉藤委員 出井委員が先ほど、国際と国内で一体違いがあるのかということをおっしゃっておられましたが、そこがよく分からないのです。本当にあるのかないのかが分からない。あるいは適用除外についても、これは適用除外にすることで問題があるのかないのか、具体的にどういう問題が発生するのか、そこが、実は見極めが付いていない感じがします。

というのは、やっぱり民間ADRの事件の申立件数とか解決件数が、まだまだ蓄積が足りないからなのだと思います。かなり豊富な蓄積があれば、いろんな見通しですね、ニーズとか弊害についての見通しも相当一致した意見になるはずなのです。これがばらばらだというのは、ADR機関として立ち上がったけれども、開店休業状態のところも結構ある、弁護士会の場合も例外ではありません。そのような民間ADRとしての成熟性がまだ備わっていないために、このような議論になっているのではないかと考えています。

ここからはまとめですけれども、執行力の付与が国際商事事件に必要であれば、まず国際商事から始めましょう、次に、養育費が必要だったら養育費の和解合意に執行力を付与しましょうというふうに、個別的な手当てを積み重ねていくのがよく、その上で、これだったら全ての和解合意に与えてもいいねという共通認識が生まれた時点で、全体的包括的な付与を考えていくという、そういうフレキシブルというか、慎重というか、段階的な考え方でいくのが良いのではないかというのが、私の意見です。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

ほぼ時間にはなっておりますけれども、まだ御発言があるようでしたら、承れればと思いますけれども。

見えておりませんで、失礼しました。じゃ、日本弁理士会の方から。

○日本弁理士会 弁理士会の小林でございます。

2点ございまして、短くします。

ADRの認証について、私どもの日本知的財産仲裁センターでも、認証の申請をして、認証を得ております。その作業に初めの頃関わったんですが、認証としては、例えば、反社が入っていないとか、きちっとした組織であるというところを、法務省の方が担保したいというふうに思っておりました。ですので、執行力の付与の線引きになるかどうかというところについては、一度調べ直すといいんじゃないかなというふうに思います。

それから、資料1についてですけれども、これ、当たり前のことをお聞きしているようで、ちょっと申し訳ないんですが、ニーズがない、あるいは必要がないというお答えの機関にとって、別に執行力付与するという制度ができて、それは構わないという理解でいいかなと思うんですけれども、確認をお願いします。

○垣内座長 今回の御質問は……

○日本弁理士会 ニーズがないというふうにお答えになった機関の方々は、執行力付与制度ができて、ほかのところで執行力付与を得るということについて、特に反対するわけではなくて、自分たちは要らないという、それだけのことだということで理解して構わないということですか。

○垣内座長 そうですね、私の方からちょっとよろしいでしょうか。

アンケートの設問ですけれども、クエスチョンの9ですけれども、これは、賛成か反対かという形で、制度について一般的にお伺いをしているということだったと思いますので、回答している機関の方の意図として、ほかはいいとか、ほかのところについての考えを、どういう形で御回答に反映させたかというのは、ちょっとこの賛成、反対の数字だけからは解釈することが直ちにはできないと。ですから、自分のところは要らないけれども、ほかは構わないというお考えで、反対と言った方もおられるかもしれませんが、そうではなくて、自分のところ、ほかを問わず、制度としてそのようなものを作ることに反対であるという形で反対という回答をされた方もおられるのかもしれませんが。そこはちょっと、アンケートの結果だけからは、なかなか直ちに言えないのかなというのが、私の理解ですけれども。

○日本弁理士会 分かりました、すみません。

ということは、この一方という段落は、反対という回答の中の理由が説明されているということなんですね。

○垣内座長 そうですね、はい。クエスチョンの11というのはその理由で、なぜ反対かというところ、ニーズがないとか、そういった理由があるということです。

○日本弁理士会 分かりました。ありがとうございます。

○渡邊委員 垣内座長、すみません、渡邊です。

○垣内座長 よろしくをお願いします。

○渡邊委員 挙手をしたくて押していたんですが、エラーがずっと出ておまして、ちょっと発言ができずにおりましたので、発言してしまって申し訳ありませんが、最後に一言、感想だけ述べたいと思います。

○垣内座長 一言でなくても、思いのたけを全て述べていただいて大丈夫ですので、お願いします。

○渡邊委員 すみません、ありがとうございます。

本日の議論をお聞きしてしまして、やはり今、現段階で執行力に関するところの具体的なニーズと弊害が、やはり把握できていない状況であるのかなというふうに感じております。

これは、やはり実際にある程度運用をしてみないと、なかなかつかむことが難しいところだと思いますので、例えば、海外などでは、ODRを導入していくに当たりまして、その適用を除外していくというのではなく、特定のODRに適している紛争ですとか、執行力の付与が期待されるであろう紛争類型に関するところを、ピンポイントで選択をして、パイロットというような言い方をいたしますが、実験的に運用してみて、その中で出てきた問題点というのを把握し、それを改善につなげていくと。その中で、その紛争類型で一定の成功事例というのが生まれてくるかと思しますので、それをまた別の紛争類型に拡大していくというようなやり方をしている事例がございますので、そのような形で、今現時点で、これはやはり向いている、向いていないという判断をするよりは、まずは、段階的にということで、先ほど斉藤委員もおっしゃっていましたが、少しずつ広げていくというアプローチを取ることが、果たしてできないものかということ、聞いていて感じていたところになります。

やはり、執行力を付与することが、例えば、ADRの利用の促進につながるのかということに関しては、執行力だけの問題ではなくて、プロセス全体のフローをどう作るかですとか、デザインをどう作るかといった、ODRの技術である程度対応できるところも入ってくるかと思しますので、それに関しては、今後の議論とするのがよいのではないかなというように思いました。

以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

委員の先生方からは全て御発言を頂いたかと思えますけれども、更に御発言の御希望おありでしょうか。

大体ここまで、ニーズについてどう評価するか、あるいは弊害や隘路についての評価、それを防止するための条件との関係などについても、多様な御意見を承っておりますし、適用除外についてどう考えるかという点についても、多くの御意見を頂戴しているところかと思えます。非常に活発に御意見を頂戴できたかと思えますけれども、最後に何か、更に追加で御発言ということがあれば、承りたいと思えますけれども、おおむね今日のところはこれでよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、私の不手際でちょっと時間を超過しておりますけれども、本日の議論については、ここまでということにさせていただければと思います。

今回の予定を含め、今後について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○渡邊参事官 次回、第6回会議は、3月8日月曜日の午前10時から正午までを予定しています。場所は、法務省20階の第1会議室を予定しておりますが、本日と同様にウェブでの参加も期待しておりますので、御協力いただけたらと思います。

なお、事務局としましては、本日の議論を踏まえまして、執行力の付与に関する議論の取りまとめに向けて、たたき台を作成することを予定しています。

今回は、そのたたき台を基に更に御議論を頂きまして、取りまとめに向けて意見の集約を図っていくことを考えています。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○垣内座長 それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

本日も活発に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。また次回も、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これで終了いたします。

—了—